システム開発契約の本質を理解し、内在するリスクの未然回避策を学ぶ（4119356）

システム開発契約の本質を理解し、内在するリスクの未然回避策を学ぶ
～システム開発委託契約のPDCAとリスク管理～

システム開発契約に内在するリスクを網羅的に取り上げ、法律専門家から見たリスクの未然回避策を解説します。そのためには契約と契約書及び請負・準委任といった法律の概念についての本質的な理解が必要になります。本セミナーでは、通り一遍の法律の解説だけではなく、実務の場で応用(ある程度の判断ができる)できるようになるための基礎から、各リスク発生の未然防止のポイントを解説します。

開催日時	2020年2月4日(火) 10:00-17:00
カテゴリー	IS戦略実行マネジメント・プロジェクトマネジメント　共通業務（契約管理、BCP、コンプライアンス、人的資産管理、人材育成、資産管理）・セキュリティ・システム監査 専門スキル
講師	稲垣隆一 氏 （稲垣隆一法律事務所 弁護士 元情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関するタスクフォース委員） 昭和28年10月生まれ　東京都出身。早稲田大学法学部卒業。東京地検検事等を経て第二東京弁護士会弁護士登録。海事補佐人・税理士登録（東京税理士会麹町支部）情報関連では、公認システム監査人（CISA）。システム監査学会個人情報保護専門監査人。もとISMS主任審査員登録。
参加費	ＪＵＡＳ会員/ITC：33,000円 一般：42,000円（１名様あたり　消費税込み、テキスト込み） 【受講権利枚数1枚】
会場	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会（日本橋堀留町2丁目ビル2階）
対象	◆受講前提条件：請負・委任など民法についての基礎知識がある方 ◆対象：システム開発プロジェクトのリーダー、マネージャー、ご担当者の方 中級
開催形式	講義
定員	30名
ITCA認定時間	6

主な内容

<<参加者の声>>
・日々の業務において法律という観点で考えることが少なく、契約に対する意識が向上した。
・事例が豊富で具体的なイメージが持てた。規定の説明だけでなく考え方がわかり実務に適応すると思う。
・最初に受講者の知識レベルを確認してわかりやすく説明していただいた。
・法の考え方、精神とも含めて契約のポイントとなる考え方について、とても分かりやすい内容でよかった。
・法の観点から専門性に富んだ助言をもらえたので有意義だった。

本セミナーは、システム開発契約を巡るトラブルを防止するための知識習得を目的にしています。特にシステム開発契約に内在するリスクを網羅的に取り上げ、法律専門家から見たリスクの未然回避策を解説します。そのためには契約と契約書及び請負・準委任といった法律の概念についての本質的な理解が必要になります。本セミナーでは、通り一遍の法律の解説だけではなく、実務の場で応用(ある程度の判断ができる)できるようになるための基礎から、各リスク発生の未然防止のポイントを解説します。

＜研修の効果＞
・システム開発委託契約に必要な法律知識を理解する。
・契約のPDCAについて理解し、実践できるようになる。
・法的な問題が生じときに論点の判断ができ、どの部分について専門家のアドバイスを受けたほうがよいかが分かる判断力を身に付ける。

＜内容＞

第１部　契約とは何かを理解するー契約の意義・本質を理解する

１　契約とは何か

契約とは／申込と承諾の意思表示（法律効果を発生させる意思の表示）の合致／
システム開発契約はどんな契約か(請負契約と準委任契約、混合契約／「開発委託契約」とは

２　なぜ契約書を交わすのか

契約しなければ／契約書がなければ／契約書の名称をどうするか／
契約と覚書、同意書、確認書の差は／システム開発委託契約と開発請負契約－どちらが良いか

３　請負契約と準委任契約

請負契約とは／準委任契約とは／本質的な違いはどこか／何に代金を支払うのか／
準委任契約における善管注意義務とは／どう使い分けるか

４　成果物・仕事の不出来と損害賠償責任

瑕疵担保責任とは何か（仕事の瑕疵（瑕＝きず・疵＝きず）に対する法定責任）／
債務不履行とは／賠償額に差はあるか

５　契約書に不備があったらどうするか

契約書の不備はどこに出やすいか／なぜ不備が出やすいか／契約内容を何によって特定するかー契約書本文
・仕様書・製作標準・打ち合わせメモは契約の内容か、見積は契約の内容か

６　契約紛争に勝利するには

紛争に勝利するには／主張と証拠　証拠なき主張は無／
代金支払い義務紛争（代金請求権を根拠づける事実を主張立証する）／
どんなものが証拠になるか／
ズバリの証拠がないときは間接証拠の積み上げ（メール、打ち合わせ議事録、電話メモなど）／
紛争に耐えられる開発環境とは

７　機密保持契約の論点

ポイントは３つ／機密の定義（事実か秘密か、「本件契約にあたり知り得た一切の事実」で対抗できるか）／
機密保持のために行うべき措置（現実にできないことを記載しても不履行の責任は問えない）／
損害賠償額の上限

８　不具合への対応

債務不履行か瑕疵担保か／仕事が完成しているなら瑕疵（工程終了説）／
仕事が未完成なら債務不履行／パッケージ、ＯＳなどの不具合は瑕疵か／
発注者の指示によるソフトの不具合は／瑕疵かどうかを判断する基準は何か／
契約の内容で判断→製作物標準、品質規格が重要／バグは瑕疵か瑕疵でないか／
権利保証条項の有効性

第2部　システム開発契約の実際ーどのような手続きで契約するのか

どのようにして契約するのか（契約までの社内手順／超上流・上流／
デューディリジェンス（実態把握）から契約までの概要）／
RFI（情報提供依頼書）をどう作るか／RFP（提案依頼書）をどう作るか／
何を契約するのか／契約すべき内容／モデル取引・契約書のポイント　多段階契約と再見積／
提案書の記載事項／見積をどう取り扱うか……ほか

第３部　システム開発契約におけるリスクと対処ー無契約作業のリスクを回避する

システム開発契約・契約書の課題と施策／脅威の所在とリスクの内容／
無契約作業の多発と中途解約／無契約作業の回避／要件定義以降の無契約作業の回避／
ベンダ選定リスクの回避・低減／マルチベンダリスクと対処／
マルチベンダーリスク　契約に際しての留意点／
ユーザーとベンダーの協力の重要性と役割分担……ほか